

文部省『あたらしい憲法のはなし』昭和22年8月2日

…前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

◆日本国憲法前文に示された
平和へのちかい(要旨)

わたしたちは、世界がいつまでも平和であることを、心から願います。わたしたちは、平和と正義を愛する世界の人々の心を信頼して、平和を守っていきたいと思います。

わたしたちは、平和を守り、平等で明るい生活を築こうと努力している国際社会のなかで、名誉ある国民になることをちかいます。わたしたちは、全世界の人々が、みな平等に、恐怖や欠乏もなく、平和な状態で生きていくことができる権利をもっていることを、確認します。

どんな国であろうと、自分の利益と幸福だけを考えて、他国のことを忘れるようなことがあってはなりません。

日本国憲法の前文の一部(要約)

日本国民は、わたしたちと子孫のために、世界の人々と仲よく協力し合い、自由のもたらす恵みを国土の全体にわたって確かなものにし、政府の手によって再び戦争の災いがおこることのないように決意し、主権が国民にあることを宣言して、この憲法を定める。

4.